

つなぐ つたえる 地域農業

2021年9月10日発行

No.31

十日町市農業委員会

妻有のきずな

十日町市農業委員会だより



ツナファーム

綱 優子 (36)

つな ゆうこ

夫とともにUターンして8年。今年から本格的に家業の農業（水稲）に専業で従事するようになった。

夫と二人三脚での農業は楽しく、また3人の娘とともにすじまきをするなど「家族みんなで作業できる環境がとてもありがたい」と、子育て真っ只中のママ農家ならではの農業の喜びも話してくれた。

栽培したお米は一部インターネットで直接販売も実施しており、お客様からの「美味しい!」という声に励まされ、元気をもらっているとのこと。

今の目標は、水稲の一連の作業を一人でもできるようになること。また、田んぼの面積が増えたことで、今年は断念したカルビタマトの栽培にまたチャレンジしたい!と意欲を語ってくれた。

日々の農作業の様子や魅力は SNS インスタグラムでも写真と動画を交えて発信中。女性ならではの目線で、農業の楽しさやワクワクが伝えられている。ぜひご覧ください!

家族とともに
わくわくする農業を



Instagram



農業委員の活動がわかる！
トピックス

鳥獣被害防止対策研修会が開催される



研修会の様子

去る七月七日に津南町役場にて十日町地域農業振興協議会が主催する研修会に参加しました。研修会では、「イノシシの生態と対策について」と題して「(株)ういるこ」の今井様から講義を受けました。

新潟県内の野生鳥獣による農作物被害額は約二・四億円で、近年ではイノシシによる被害が急増しています。イノシシは雑

食性で犬並みの嗅覚を持ち、繁殖能力も旺盛で、増加率が高いと言われています。また、案山子や音、光による防護策をしても学習能力が高く、すぐに効果が無くなってしまい、現時点での対策としては「電気柵」が最も有効とのことでした。イノシシ以外にタヌキやハクビシンなどの中型獣にも有効ですが、被害を及ぼす動物によっては電線の間隔を調節する必要があります。鳥獣被害防止には、電気柵などで直接被害を減らす「被害防除」と集落周辺の草刈りなどを行い、動物を寄せ付けない「環境整備」、野生動物の数を管理して被害を減らす「直接的防除」の三本柱をうまく組み合わせることで効果を発揮します。昨今、遊休農地、荒廃農地が増え、動物が農地に近寄りやすくなったことが被害の増加につながっていることから、環境整備の重要性を改めて認識しました。今後も動物と人間の知恵比べが続きます。

農地利用状況調査、やっています！

農業委員会では毎年市内の農地の利用状況を調査しています。

この中で「遊休農地」となった農地は、所有者や耕作者に今後の利活用について調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

調査を進める中で登記簿上の地目が農地となっても現況は「山林・原野化」している農地が多くあります。農地として復旧する見込みがない農地は、農業委員会から「非農地通知」が所有者に送付されることになり、地目変更登記の手続きを進めていただくこととなります。

また農地以外に使用されている土地もあり、調査の結果「違反転用」に該当する場合は是正指導や、悪質な場合は罰則などが適用されます。

農地を荒らすと元に戻すのは大変です。適正な管理をお願いいたします。

令和2年度 調査結果	判定区分				調査数合計
	農地(管理含む)	遊休農地	山林・原野化	農地以外に使用	
十日町市全域	9,862 筆	244 筆	18,259 筆	1,688 筆	30,053筆
	447.56ha	12.65ha	603.37ha	36.40ha	1,099.98ha
面積比率	40.69%	1.15%	54.85%	3.31%	100.00%

農業委員会からの お知らせ

農地に関する相談は
農業委員会事務局へ

相続登記、 お済みですか？

最近、耕作者が亡くなられて、農地を誰かに譲りたい。または借り手を探してほしいとの相談が多くあります。こうしたときに困るのは相続登記が済んでいない農地です。農地を売買や贈与など所有権移転をする場合、農地法第三条による許可申請を農業委員会にする必要があります。しかし、**登記簿上の所有者が亡**

くなられた方のままだと所有権移転ができませんので、まずは相続登記をしていただく必要があります。

また農地の貸し借りの場合、相続人の中で代表者を決めていただき、ほかの相続人からの同意書や相続関係説明図などが必要となります。相続人が大勢いる場合や、県外にお住まいの場合、時間と手間がかかります。

相続登記をしないと時間の経過とともにやがて所有者不明の農地となり、買い手や借り手がなかなか見つからず、荒廃農地になってしまいます。まだ相続登記が済んでいない場合は、法務局や司法書士へ相談して手続きを進めていただきたいと思います。

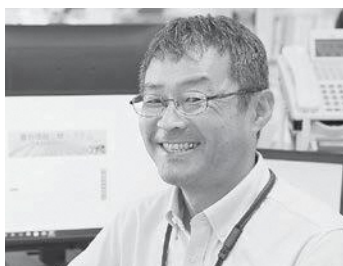
残された農地をどうするのか、事前に家族で相談しておくことも重要です。

二つ目のお知らせは、ぜひみなさまにおすすめるしたい講座のお知らせです。

全国農業新聞では、自分の農業経営をもっと発展させたい農業経営者や農業技術を身に付けたい新規就農者などベテランから初心者まであらゆる農業者を対象とした学びの場を開講しました。オンラインによる講座で、リモート会議アプリ「Zoom」を使用し、第一回は「農業簿記」、その後順次、「青色申告」「新規就農」「体験農園」「農作業安全」などについて開講する予定となっています。**一講座あたりの受講料は千五百円ですが、全国農業新聞を一年以上購読されている方は無料**となります。わざわざ研修会に出向かなくても自宅などで受講できます。



無料でオンライン講座 「農業経営」学べます



農業委員会事務局
富井 悟

受講希望者はインターネットから「スタディあぐり」と検索し、専用のお申込みフォームにて必要事項を入力してください。
問（一社）全国農業会議所 ☎03-6910-1130 ✉gyoumu@nca.or.jp



農地の集積で
地域農業を支える

十日町市の

農地所有 適格法人

農地所有適格法人は、以前「農業生産法人」と言われていましたが、法律が変わり名称が変更になりました。市内には現在四十四の法人が農業委員会に届出をしており、農地の貸し借りの他、農地を所有することも可能となっています。今後いくつかの法人を随時ご紹介していきたいと思います。



十日町地域



自社生産のそばで農家レストラン

水稻・そばを中心に栽培しています。第六次産業として農家レストラン「そばの郷 Abuzaka」を運営し、自社で栽培した米やそばを食材として提供しています。

株式会社 A・ファーム雪の十日町

十日町市南鏡坂2132番地 / ☎ 025-757-3977

FAX 025-755-5235 ✉ afarm-office@abuzaka.com

HP <http://abuzaka.com>

経営概要▶田 15ha 畑 23ha (そば・野菜) / 農作業受託 有

借受け希望農地▶南鏡坂周辺 / 農地: 田 5ha 畑 5ha

契約: 賃貸借 / 要望: ある程度の大型機械が入れる農地

十日町地域



ヤギのパッケージ米が人気!

中山間地ならではの高付加価値米を生産していきたいと思っています。

農事組合法人ふれあいファーム三ヶ村

十日町市中条丁3583番地 / ☎ 025-761-7805

FAX 025-761-7806 / ✉ fureaifarm.sangamura@gmail.com

経営概要▶田 10ha / 農作業受託 有

借受け希望農地▶三ヶ村地区内 / 農地: 1ha

契約: 賃借権 / 要望: なし

十日町地域



マガモとはざかけで、こだわり米を地域とともに
マガモ八十羽を使い、水田の草取りをさせたり、
バインダーで稲を刈り「はざかけ」をしたり、こ
だわりの米を販売しています。小学校の子供達と
の稲作体験交流も長く、収穫したお米を雪まつり
などで販売したりしています。

有限会社 うおぬま生産センター

十日町市下組831番地1 / ☎ 025-756-2799

FAX 025-756-2802

経営概要▶田 35ha / 農作業受託 有

中里地域



おいしい魚沼米を直接販売しています。
昨年設立された骨太法人！

株式会社 雪の魚沼

十日町市通り山子1015番地 / ☎ 025-761-7991

✉ info@yukinouonuma.com

HP <https://yukinouonuma.com>

経営概要▶田 38ha / 畑 0.4ha(そば) / 農作業受託 有
借受け希望農地▶会社から概ね 3km 以内 / 農地: 田 10ha
契約: 賃貸借 / 要望: パイプライン有
(水がきちんと入る田)

川西地域



稲作を主体に魚沼コシヒカリを守るため頑張っていますが、後継者不足が心配です。農業と魚沼コシヒカリを守る若者を期待しています。ぜひ我社へお願いします。

株式会社 上野

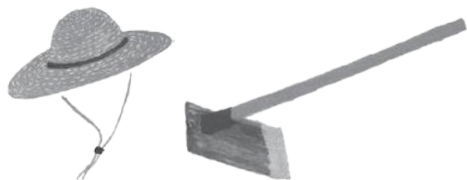
十日町市上野甲944番地 / ☎ 025-768-2566

FAX 025-768-2592 / ✉ k.ueno@helen.ocn.ne.jp

経営概要▶田 65ha / 畑 0.8ha (白菜・そば) / 農作業受託 有
借受け希望農地▶上野地域 / 農地: 田 10ha / 契約: 賃貸借・
使用貸借 / 要望: なし

農業者年金のご案内

60歳未満、国民年金第一号被保険者、農業従事日数60日以上なら、誰でも加入できます。詳しくはお近くの農業委員会またはJAへ！



5つの特徴

- ①一定要件を満たす担い手には、**保険料を国が一部補助**
- ②支払金額を**2万～6万7千円の間で自由に**決められる
- ③**いつでも**脱退、加入可
- ④原則**65歳から生涯**受け取れる。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金として遺族に支払われる)
- ⑤**積立式**だから、自分の払った分が年金となる

松之山地域



今年は最高の甘味に！ぜひご賞味を
キャッチフレーズの「食卓においしさを」を実践するため、おがくず堆肥を完熟させて大量投入した結果、主力の雪下ニンジンとスイートコーンの甘味が格段にアップしました。品切れ御免。今年もどうぞご賞味ください。

株式会社 グリーン大海

十日町市松之山天水越846番地2 / ☎ 025-596-3206

FAX 025-596-2522 ✉ green.taikai@gmail.com

経営概要▶田 3.5ha 畑 0.3ha (雪下ニンジン・スイートコーン)
農作業受託 無

農地の改良・転用 気をつけて！

●農地（田・畑）を改良するときは届出をお願いします。

農家のみなさんが耕作の利便性を向上させる目的で、地盤のかさ上げや農業用機械の乗入れ口を整備するなどの農地改良や造成工事を行う場合には、「農地改良届出書」の提出をお願いします。

●農地の転用とは？

農地を住宅、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地を転用するには、許可申請または届出の手続きが必要です。（一時転用含む）

●許可を取らずに転用したら？

無断で農地転用すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる可能性があります。（法人は一億円以下の罰金）

編集後記

農業委員会だより「妻有のきずな第31号」をお届けします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により1年延期となったオリンピック・パラリンピックが何とか開催され、新聞やテレビをとおして選手の活躍に一喜一憂しました。しばらくオリンピックの余韻に浸りながらも、秋の収穫に向けた準備をしなければなりません。今年は農機具が故障することなく順調に作業が進むことを願います。【事務局】

農地のお悩み相談は、
お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局まで。

つなぐ つたえる 地域農業

2022年2月10日発行

No.32

十日町市農業委員会

妻有のきずな

十日町市農業委員会だより



ウーマンファーマーズジャパン
women farmers japan (株)

佐藤 友美 (37)
さとうともみ

兼業農家の家に生まれた友美さん。農家にだけは絶対にならないと決めていたのに、就農の道へ。その決め手は「大根」でした。

都会で初めて食べた、よその大根。その苦さに驚いたそうです。友美さんの中に当たり前にあった食生活は、両親や祖父が必死に畑で作ってくれた野菜のおかげだったと気付いたのです。

そしてUターン後に祖父が倒れ、畑の継続が難しくなったなか、「私がやる」と自然と口から出てきました。

現在はwomen farmers japan(株)取締役として、仲間たちとさつまいもの栽培、加工、販売と奔走しています。

今後はまず、会社を継続していけるように、また、十日町市のさつまいもを名産品にするべくしっかり頑張り、その上で両親や祖父が私にくれた食の当たり前を、息子にも与えたいと話してくれました。

「小さい規模の農家だからこそできる色々な品種の野菜を作り、私が当たり前で経験してきた食を母が経営している飲食店『越後妻有のこちそう家ごったく』を通じて色々な方にも食べてもらいたい」と意気込みを語ってくれました。



当たり前にあった
おいしい食を伝えたい

技術向上、園芸導入など さらなる経営の安定化に向けて

■年頭のご挨拶



会長
村山 隆義

向春の候、穏やかな年明けを迎え、皆様ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

一昨年は新型コロナウイルスの感染拡大で生活様式が一変し、昨年も引き続き感染拡大を抑えるために新しい生活様式の徹底や、各種イベント、催事の中止や延期がなされる中、新たな変異株が流行するなど、未だ終息の気配もなく、不安な年明けとなりました。

近年ではラニーニャ現象など、様々な気象現象の影響により、農作物にも多大な被害がありました。こうした気象現象にも耐えられる技術や土づくりが求められています。さらに生産者の「需要に応じた生産・品質向上」により、

選ばれる産地を目指して、厳しい産地間競争にも生き残っていかなくてはなりません。

新潟県農業再生協議会によると、主食用米では二十二年産米は二十一年産米よりも三・二%削減を目安として、さらなる作付け転換強化を打ち出しています。今後は園芸作物の導入など複合化を行い、さらなる経営の安定化が求められています。

さて、私も農業委員会は、遊休農地の発生防止・解消、違反転用の是正、農地利用最適化を推進し、農地の集積・集約化など「人・農地プランの実質化」に取り組んでいます。また、今後多様化する地域の課題に対応した「見える農業委員会」「行動する農業委員会」を目指した活動を行っていきたいと思いますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、皆様の健康を祈り、穏やかで稔り多き年でありますようお願いいたします。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

ここが嬉しい！全国農業新聞

農家の経営や暮らしに役立つ情報もりだくさん！

- ◆オールカラーで「見やすい」「分かりやすい」！
- ◆見本誌や購読お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで

毎週金曜日発行 B3 版 8~10p 購読料：月 700 円（送料・税込）



農業委員の活動がわかる！
トピックス

農地等利用最適化推進施策に関する 意見書を提出しました！



令和3年12月15日 関口市長に意見書を提出

農業委員会活動の中で農業者から受けた意見などを集約し、農政部会の委員を中心に作成した「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を、関口市長に手渡ししました。あわせて各種補助事業の拡充など十日町市独自の施策への取組についても要望しました。

認定農業者・新規就農者との交流会に参加しました！



研修会の様子

十日町市認定農業者連絡協議会が主催する研修会が令和三年十二月十三日に開催され、農業委員会から振興部会の委員も参加しました。

研修会では「中山間地域農業の振興について」や「鳥獣被害対策について」などの講演に続いて新規就農者や地域おこし協力隊の方々と交えての交流会が行われました。

コロナウイルス感染拡大以降、こうした研修会は実施できませんでしたが、感染症対策をした中で参加者は意見交換をしていました。

農業委員会大会に参加。 情勢変化に合わせ、農業委員も役割拡大を

令和三年十一月二十二日、新潟市朱鷺メッセにおいて新潟県農業委員会大会が開催されました。昨年に引き続き規模が縮小され五百三十人の参加者でした。

大会では全国農業会議所の柚木茂夫専務理事から講演がありました。柚木氏からは「人・農地関連施策」の見直しが行われ、中心的経営体だけでなく「半農半X」など多様な担い手の確保が重要となること。またSDGsや環境を重視する世界的な潮流の中、国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な食料システムの構築が急務とされること。更に「相続土地国庫帰属法」の成立など人口減少社会における土地関連法制改正の動き等について説明がありました。

農業を取り巻く情勢の大きな変化と農業委員に求められる役割の重要性を再認識させられた今年度の大会でした。

(農業委員・庭野 喜由)

農業委員会からの お知らせ

農地に関する相談は
農業委員会事務局へ

農地に建物を建てたい。 どうする？

今回は「農地転用」についてご説明します。「農地転用」とは、農地を住宅や車庫、駐車場、資材置場など農地以外の用途にすることです。

農地は「農地法」により、**個人所有地でも転用する場合は農業委員会の許可が必要**になります。今回は農地転用許可申請にあたり、手続きの流れなどについてお知らせします。



農業委員会事務局 富井 悟

やること

1、その土地は農地か？

最初に農地かどうかの確認が必要です。現況が農地として管理されている場合と登記簿地目が農地になっている場合は許可申請が必要になります。

やること

2、農業振興用の農地か？

次に、「農振農用地区域内農地」の確認をします。ほ場整備が行われたり、農地がまとまっている区域などは、農業の振興を図るための農地として指定されていることから、農地転用が難しい土地となりますので、注意が必要です。

やること

3、転用許可要件はOK？

農地の所在地によって「農地区分」があり、転用目的によっては、転用ができない場合がありますので、農地転用をお考えの方は事前に農業委員会事務局へご相談を。

**転用には時間がかかるため
事業計画は余裕を持って！**

これらを確認したうえで、農地転用をする場合は**毎月十日までに「許可申請書」と「添付書類」を農業委員会事務局へ提出**していただきます。申請に必要な書類は下記に記載しましたが、申請者が法人か個人か、または転用目的によって添付する書類が変わる場合がありますので注意が必要です。

申請後には、農業委員による現地確認や内容の確認が行われ、毎月二十五日に開催される農業委員会総会で審議され、許可証が交付されます。

このように農地を転用する場合は時間と手間がかかりますので、事業計画を立てる際は注意してください。

農地転用許可申請に必要な書類等

許可申請書 / 登記事項証明書 / 更生図の写し / 位置図 / 住宅地図などの写し / 施設配置図（利用計画図）/ 平面図 / 立面図 / 資金計画申出書 / 資金調達についての証明書類 / その他申請者や転用目的によって必要書類がありますので、農業委員会事務局までご相談ください！

解説します！

今年からさらに便利になる 農業者年金



月額 2 万の保険料って結構負担...もっと安くないかなあ？



1 月から、**35 歳未満の方は保険料が月額 1 万円から加入できるようになりました！** 認定農業者等に該当しないなど、一定の要件を満たす必要がありますが、納付下限額が引き下げられ、加入しやすくなりました。



就農したばかりの人に、お得になったね！
年金の受け取りも、変更になるって聞いたけど...？



はい！昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、受給要件を満たした方は、今年の 4 月から**年金の受給開始時期を自分で選ぶことができるようになりました！**



なるほど。
便利になったのに、わたしにはもう関係ないか...



そんなことはありません！なんと 5 月からは、**65 歳未満の方も加入できるようになります！** 農業者年金の加入要件は、農業に年間 60 日以上従事する方で、20 歳以上 60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者ですが、60 歳以上 65 歳未満で国民年金に任意加入している方も 農業者年金に加入できるようになります！



なんと！それは詳しい話を農業委員会に聞きに行かねば！

ご相談については最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

寅年まれの年男からひとこと



佐藤 達次郎

農地利用最適化推進委員
(松代地区)

過ぎし12年間は勤めを退職後、米と野菜作りをしてきた。縁故米や青空市場への出荷もやってみた。

これからの12年間は経験を活かし、なんとか現状を維持して行きたい。

地域の先輩方も80才過ぎまで農業をやっているのを見習いたい。

しかし地域の現状は農業従事者の減少、耕作放棄地の増加となっており、全国的には米の消費の減退、食料自給率の下落となっている。私や私達の後を継いでくれる後継者は期待できそうもなく荒野となってしまうようだ。

朝はパン、昼は麺、夕飯にやっとうごはん一杯というような食生活を改善し、ごはんの回数を増やしてほしい。そんな方向に導く農業政策を期待し、もう一まわりガンバリたい。そんな気持ちで農地利用最適化推進委員を務めていきたい。



小海 雅秀

農地利用最適化推進委員
(吉田地区)

吉田地域の北部地区を担当して居りますが、その中でも私の集落は耕作者の減少と過疎化は深刻です。子供達の笑い声が聞こえない村はとても寂しく感じられ、それならば子供達に来てもらおうと体験活動を楽しむ「里山わらび(笑躰)」を企画しました。活動の一つとして始めた「無農薬無肥料」の米作りは六年目を迎えます。安心安全なお米を子供に食べさせたいと岐阜、広島、東京の里山わらびメンバー4家族が「にこるまい(笑米)」を購入してくれています。

そんな中、生徒の「食育体験農場」を受けてもらえないかと新潟市の国際調理製菓専門学校から依頼があり、2年前から「無農薬無化学肥料」の米作りを行っています。田植え、草取り、稲刈り、ハザ掛けを体験してもらっています。80名からの参加ですので、村の人口が倍以上になり、にぎやかな一日となります。

これからも思いついたら行動する事で、楽しい地域に繋がるように活動していきたいと思っています。



長津 俊男

農業委員
(川治地区)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、高齢化率が40%を超えてしまいました。

10人のうち4人が高齢者という状況だそうです。農業においても担い手である若い世代が少ない中でこれからどうすればよいのか? 1年でも長く耕作を続けるように援助するだけでは全く解決にはならないと思います。

少ない人数でコストがかからず、条件がいい耕作地であれば、担い手はいると思いますが、現状は厳しい状況で、将来のためにも今こそ場整備が必要だと思っています。農地パトロールで地域内を回ると耕作放棄地が増えてきています。昨年まで耕作していた農地が今年は作付けされず、草が生え、遊休農地になっていました。

今まで自然環境を守ってきたのは水田づくりによる水保全など、こうした農業のはず。農業が衰退すれば自然環境も維持できない。条件がいい農地の整備を一刻も早く実現できればと思います。

編集後記

農業委員会だより「妻有のきずな第32号」をお届けします。

昨年末にちょっとうれしいお知らせが届きました。「妻有のきずな」を農業委員会だより全国コンクールに応募していたところ、新潟県予選を通過し、県代表誌として全国コンクールに参加することになりました。上位入賞を果たしたいところですが、結果は如何に・・・

【事務局】

農地のお悩み相談は、
お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局まで。